

市第31号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 法改正の概要

男性の育児休業の取得を促進し、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月に育児・介護休業法が改正されており、令和4年4月及び10月に段階的に施行されます。

これに伴い、令和4年4月に「国家公務員の育児休業等に関する法律」、同年5月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されました。

【育児・介護休業法 改正内容】

施行時期	改正内容
令和4年4月1日施行 (令和4年第2回市会定例会において 本条例を改正し対応済み)	① 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
令和4年10月1日施行	③ 育児休業の分割取得

【公務員における「③育児休業の分割取得」に係る制度改正内容】

育児休業取得時期	取得可能回数	
	現行	法改正後
出生日～57日間	1回	2回
常勤職員：出生日から58日～ 3歳 に達する日まで 非常勤職員：出生日から58日～ 1歳* に達する日まで	1回	2回

※ 保育所等が利用できない等の事情がある場合は、1歳から1歳6箇月の間、事情が継続する場合は1歳6箇月から2歳までの間に再度取得可能

2 条例改正の内容（非常勤職員の育児休業取得要件の緩和）

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、育児休業の分割取得が可能となりますが、非常勤職員においては、法の委任を受けて取得要件等の一部を別途定めることとされています。

国は、法施行に向けて人事院規則の改正を行っており、本市も同様に、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

(1) 育児休業の取得開始日の柔軟化（第2条の3第3号、第2条の4）

保育所等が利用できない等の事情があり、1歳以降に育児休業を取得する場合の取得開始日を柔軟化します。

育児休業を取得しようとする時期	取得開始日	
	現行	条例改正後
子が <u>1歳以上1歳6箇月未満</u> の期間 (第2条の3第3号)	子の <u>1歳到達日の翌日</u> に限定	配偶者が子の <u>1歳到達日の翌日以降</u> に 育児休業を取得している場合は、その期間中に開始 することも可能
子が <u>1歳6箇月以上2歳未満</u> の期間 (第2条の4)	子の <u>1歳6箇月到達日の翌日</u> に限定	配偶者が子の <u>1歳6箇月到達日の翌日以降</u> に 育児休業を取得している場合は、その期間中に開始 することも可能

(2) 出生の日から57日間以内の育児休業の取得可能者の拡大（第2条第3号）

取得時に必要な任用期間を短縮し、取得可能者を拡大します。

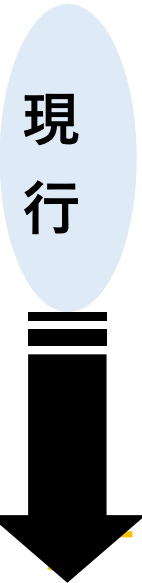
【取得時に必要な任用期間】

現 行： 子の出生から18箇月（1歳6箇月に達する日まで）

改正後： 子の出生から8箇月

3 施行予定日

令和4年10月1日



現行

改正後

